

東京都立足立特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年 4 月 1 日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- (2) しかし、どの生徒も、被害者及び加害者になりうるものである。
- (3) 本校は、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係づくりをすすめることを通して、生徒が集団の一員としての自覚と自信をもてる学校づくりをすすめる。
- (4) 本校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、基本方針にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、外部関係者らにより構成される、いじめ防止等の対策のための組織として設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止にむけた指導の充実に関すること。
- いじめ防止対策についての評価・検討に関すること。
- その他委員会の目的達成に関すること。

ウ 会議

委員会は定例会を年2回以上開催する。いじめに関する具体的事項が発生した場合には、速やかに臨時会合を開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、普通科学年主任、職能開発科学科主任、養護教諭

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、いじめ防止対策委員会を支援する。いじめや問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する

イ 所掌事項

- いじめ防止対策委員会の支援に関すること
- 生徒のいじめや問題行動の未然防止及び早期解決に向けた学校の取組について、指導・助言をすること

ウ 会議

原則として、年2回以上。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、普通科学年主任、職能開発科学科主任、養護教諭、PTA 会長、子ども家庭支援センター職員、警察署スクールサポーター、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめ防止月間」を年間2回設定し、生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりをすすめる。

ウ 授業規律の厳守、教室環境の整備等を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気を学校全体で醸成する。

オ 三者面談や二者面談において、担任等が個別に生徒等にいじめの確認を行い、相談に応じる。

(2) 早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート調査（年３回）を実施し、いじめの実態把握を行う。生徒の小さなサインを見逃さないよう努める。

イ 外部専門家（臨床心理士）が行う相談等での生徒観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた生徒のケアについて外部専門家から助言を得る。

ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ いじめ早期発見のための「チェックリスト」を活用し、生徒の変化に気付けるようにする。

（３）早期対応のための取組

ア いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先に考え、周囲の大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 早急に全容を解明するため、生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめに関わった生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。

ウ いじめ防止対策委員会や学校サポートチームの機能を生かし、外部関係機関と連携して対応にあたる。

エ いじめた生徒に対し、教育的配慮の下、毅然とした態度によって、組織的に指導を行う。

（４）重大事態への対処

ア いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

イ 直ちに東京都教育委員会または知事に報告し、事実関係を明確にするための調査等に協力する。

ウ 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

５ 教職員研修計画

（１）「いじめ総合対策（東京都教育委員会 令和３年２月）」等を活用した教職員向け研修会を年２回実施する。

（２）全校連絡会、全校ケース会の中で、生徒指導（いじめを含む）に関する情報交換を

行い、全校での共通意識及び理解を形成する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針について理解啓発を図る。
- (2) 連絡帳、三者面談等の機会を通じて、学校と保護者との連携を深め、いじめの防止及び早期発見の為の情報提供等が得られるようにする。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 「竹ノ塚警察署」、「足立区子ども支援センターげんき」、「足立児童相談所」等と連携し、必要に応じて情報交換を行う。
- (2) スクールサポーター（竹ノ塚警察署員）と、学期に1回以上の面談の機会をもち、本校の状況及び地域の情報等について情報共有を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートを通じて、生徒及び保護者の意識調査、改善への助言等を得る。
- (2) 学校評価アンケートの結果については、年度内に改善できるものは改善する。
- (3) 学校いじめ対策委員会及び学校サポートチームの定例会において、いじめに関する取組の検証を行い、改善に努める。

(附則)

平成29年4月1日 改定

令和 4年4月1日 改定

令和 7年4月1日 改定